

## I 点検・評価制度の概要

### 1 実施根拠

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成20年4月施行された同法第27条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられたことに伴い実施するものである。

### 2 目的

教育委員会は、首長から独立した合議制の組織であり、生涯学習、地域の学校教育、社会教育、文化等の幅広い教育行政における基本方針を決定し、それに基づいて教育長が事務局を指揮監督し具体の事務を執行するものである。

事務の点検・評価を事前に教育委員会が立てた基本方針に沿って具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、地域住民への説明責任を果たすことを目的としている。

### 3 対象事業の考え方

今回の点検・評価は、平成23年度事業とし、「第4次名護市総合計画」を基本として、教育委員会の所管する各施策の中から重要度の高い事務事業を対象として抽出した。

### 4 名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会の設置

点検・評価を行うに当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関し、学識経験を有する方の知見の活用を図るため、名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会（以下「懇話会」という。）を設置した。

なお、懇話会会員の委嘱に当たっては、学校教育、社会教育及び教育行政分野の識見を有する方を以下のとおり選任した。

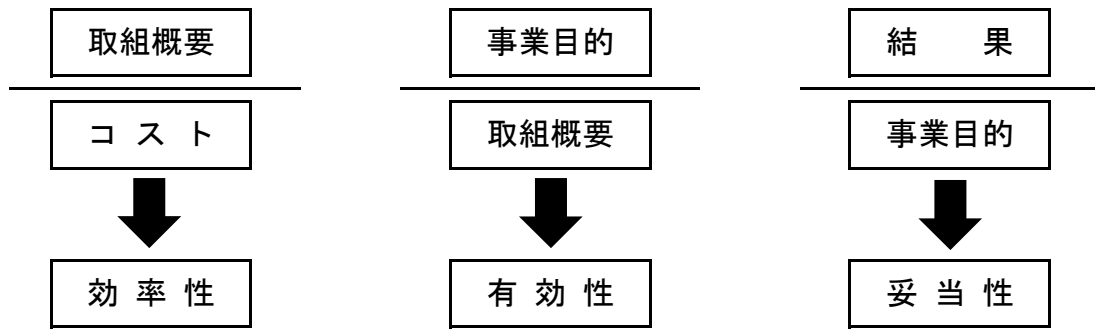
- 嘉納 英明氏（名桜大学教授）
- 太田 佐栄子氏（沖縄工業高等専門学校准教授）
- 末吉 司氏（NPO法人HICO（北部地域ITまちづくり協働機構）理事長）

### 5 評価方法

対象事務事業ごとに効率性・有効性・妥当性の評価を行い、その合計点数を総合評価とした。評価に当たっては、教育委員会による内部評価に加え、懇話会による外部評価を加えることで、評価の客観性を確保した。なお、各項目の評価基準及び総合評価基準については、次のとおりとする。

#### (1) 各項目の評価基準

- ア 効率性：投入したコストに対して取組概要は効率的だったかどうか
- イ 有効性：事業目的に対して取組概要は有効であったかどうか
- ウ 妥当性：事業目的に対して結果は妥当であったかどうか



点数	効率性 (投入したコストに対して)	有効性 (事業目的に対して)	妥当性 (事業目的に対して)
5	活動量が非常に高い	成果が非常に高い	妥当性が非常に高い
4	活動量が高い	成果が高い	妥当性が高い
3	一定の活動量がある	一定の成果がある	妥当性がある
2	活動量が低い	成果が低い	妥当性が低い
1	活動量が非常に低い	成果が非常に低い	妥当性が非常に低い

(2) 総合評価基準

上記3つの合計点数にて下記のとおり評価する

総合評価	合計点数	内容
A	13~15点	優れた取組が多く、十分成果が挙げられている。
B	11~12点	優れた取組が幾つかあり、成果が挙げられている。
C	8~10点	一定の成果は挙げられているが課題もあり、更なる取組により上位を目指す必要がある。
D	6~7点	成果が十分に挙げておらず、改善の余地が多く、更なる改善が必要である。
E	3~5点	成果がほとんど挙げておらず、事業の抜本的な見直しが必要である。